

令和8年度渋川市高齢者等ごみ出し支援事業支援金交付要領

令和8年4月1日から適用

本支援金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

	交付目的	地域のごみ出し支援活動及び見守り活動を促進し、ごみ出しが困難な世帯の負担軽減と見守りの充実を図るため、ボランティアによるごみ出し支援を行う団体に対し、予算の範囲内において、支援金を交付します。	
内容	支援対象事業	ごみ出しが困難な世帯が排出した家庭ごみ等を玄関口から、居住する地区で決められたごみ集積所に排出するとともに、声かけによる見守りを行う事業とします。	
	支援対象団体	支援対象事業を実施する次に掲げる条件を満たす者です。 (1) 市内に所在する自治会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人等で市長が認めた団体であること。 (2) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。 (3) 市税を滞納していないこと。	
	対象世帯	市内に居住する高齢者及び障害者のみで構成されたごみ出しが困難な世帯であり、支援対象団体が必要と認める世帯とします。ただし、家族、親族等による協力が得られる場合は対象としません。	
	交付金額	支援金の額は、下記のとおりとします。	
		支援内容	支援金の額
可燃・不燃・リサイクルごみを対象世帯の玄関口から居住する地区で決められたごみ集積所まで排出した場合		1世帯につき1日当たり100円とします。ただし、1月当たり1世帯5回までを限度とします。	
粗大ごみを対象世帯から居住する地区で決められたごみ集積所まで排出した場合	1世帯につき1日当たり300円とします。ただし、1年間当たり1世帯4回までを限度とします。		
予算額	この支援金の事業全体の支援限度額は、予算に定める額とします。		
交付手続等	交付条件	(1) 支援対象団体は、支援対象事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 (2) 支援対象団体は、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）及びこの要領に記載の交付条件を遵	

支援対象団体の届出、時期等	<p>守しなければなりません。</p> <p>支援対象事業に着手する前に<u>高齢福祉課</u>へ書面の提出又はメールにて届出してください。</p> <p>渋川市高齢者等ごみ出し支援事業団体届出書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>（1） 振込先の口座情報が分かる書類（通帳見開き部分の写し等）</p>
届出変更の方法、時期等	<p>届出内容に変更があるときは、速やかに渋川市高齢者等ごみ出し支援事業届出事項変更・廃止届（様式第2号）に変更する内容を証する書類を添えて提出してください。</p>
届出廃止の方法、時期等	<p>届出を廃止するときは、速やかに渋川市高齢者等ごみ出し支援事業届出事項変更・廃止届（様式第2号）に廃止の理由を記入して提出してください。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>上半期（4月1日から9月30日まで）及び下半期（10月1日から翌年3月31日まで）において、各期間の支援対象事業が完了した後、その日から1か月以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに高齢者安心課へ書面の提出又はメールにて申請してください。</p> <p>渋川市高齢者等ごみ出し支援事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <p>（1） 活動月数分の渋川市高齢者等ごみ出し支援事業実績明細書（様式第4号）</p> <p>（2） その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注】 押印は省略することが可能ですが、その場合、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定及び確定の時期等	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定及び交付金額の確定をします。ただし、3月に申請されたものは、当月内に交付決定及び交付金額の確定をします。</p> <p>支援金の交付を決定及び交付金額の確定したときは、渋川市高齢者等ごみ出し支援事業支援金交付決定及び確定通知書（様式第5号）により通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>請求書（様式第6号）にて請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から30日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は支援金の返還	<p>次の場合は、支援金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。指定された期限までに返還しなければなりません。</p> <p>（1） 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p>

	(2) 過誤の請求により支援金の交付を受けたとき。
申請書等の様式	渋川市高齢者等ごみ出し支援事業団体届出書（様式第1号） 渋川市高齢者等ごみ出し支援事業届出事項変更・廃止届（様式第2号） 渋川市高齢者等ごみ出し支援事業支援金交付申請書兼実績報告書（様式第3号） 渋川市高齢者等ごみ出し支援事業実績明細書（様式第4号） 渋川市高齢者等ごみ出し支援事業支援金交付決定及び確定通知書（様式第5号） 請求書（様式第6号）
その他	支援対象団体は、支援対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該支援対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
取扱担当課	渋川市役所高齢福祉課（本庁舎） 電話 0279-22-2179（直通） 0279-22-2111（内線1750） メールアドレス houkatsu@city.shibukawa.gunma.jp